

# 改定領事業務手数料

駐日地域の領事業務手数料率が1ドル当り、現行100円から80円に改定されたことにより、「2012年7月1日から」各種領事業務手数料が下記の通り引き下げられました。

業務種別		従前手数料 (1\$ = ¥100)	改定手数料 (1\$ = ¥80)
旅券業務	電子旅券(10年)	5,500円	4,400円
	期間延長再発給(5年)	2,500円	2,000円
	電子旅券(5年, 8歳以上 18歳未満)	4,700円	3,760円
	電子旅券(5年, 8歳未満)	3,500円	2,800円
	単数旅券	1,500円	1,200円
	旅行証明書	700円	560円
査証業務	滞在期間 90日以下の単数査証	3,000円	2,400円
	滞在期間 91日以上の単数査証	5,000円	4,000円
	ダブル査証	6,000円	4,800円
	複数査証	8,000円	6,400円
在外国民登録業務	在外国民登録簿謄本発給	50円	40円
家族関係登録業務	家族関係登録簿証明書発給	200円	 160円
公証業務	事実行為に関する文書の認証 (運転免許証の翻訳文、一般翻訳文など)	400円	320円
	法律行為に関する文書の認証 (陳述書、分割相続協議書、 相続財産放棄覚書、契約書など)	500円	400円
	認証 (一般委任状など)	200円	160円
	商法上の定款の認証	1,000円	800円
	執行文付与	200円	160円
	事実の確認 (印鑑委任状、雇用契約書など)	400円	320円